

「QMS 審査員の資格基準及び評価登録手順」並びに関連手引き等の改定について

1. 改定文書の番号、名称

- 1) JRCA AQ130 : 品質マネジメントシステム審査員の資格基準及び評価登録手順 (改定1版)
- 2) JRCA AQ330 : 品質マネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き (改定1版)

2. 改定概要

(1) JRCA AQ130 のおもな変更点

No	分類	現在の規定	改定概要	理由
1	エキスパート審査員の併せ持ち、維持/更新期限の同期	<p>●3. 品質マネジメントシステム審査員の資格区分及び力量 資格の併せ持ちに関する記述なし。</p> <p>●8. エキスパート(Expert)審査員 有効期限日及び維持手続き期限日の同期に関する規定なし。</p>	<p>●3. 品質マネジメントシステム審査員の資格区分及び力量 エキスパート審査員は主任審査員/審査員/審査員補資格と同時に保有(併せ持ち)できることを明記。</p> <p>●8. エキスパート(Expert)審査員 運用ルール明確化のため、エキスパート審査員資格を併せ持つ場合は、有効期限日及び維持手続き期限日を同期させる記述を追加。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エキスパート審査員は、併せ持ちできる資格として、当初から運用しているが、これを明確にした。 ・手続きの利便性確保のため、当初から資格の維持/更新期限を同期させる運用を行ってきたが、これを明確にした。
2	資格失効	<p>●15. 資格の失効及び回復 15.1 登録資格の失効 資格維持の場合は、当センターが定める維持期限までに申請がなかった場合に失効すると規定。</p> <p>15.2 資格の回復 やむを得ない事情がある場合は、資</p>	<p>●15. 資格の失効及び回復 15.1 登録資格の失効 資格維持の場合は、維持手続き期限日から3ヶ月以内に申請がなかった場合に失効する規定を明記。</p> <p>15.2 資格の回復 やむを得ない事情により資格回復できる期限(失効から6ヶ月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格維持の場合の手続き期限は、個別の案内状で通知していたが、これを明確にした(期限そのものは変更なし)。 ・やむを得ない事情を認める場合は、期限の他に個別の状況による検討の

		格失効から6ヶ月以内であれば、回復できる規定。	月以内)を、“原則として、失効から6か月以内”に変更。	余地があった方がよいと判断したため。
3	審査員の権利及び義務	<p>●13.1 審査員からの当センターへの報告</p> <p>●18. 権利及び義務 審査員の権利及び義務に関する規定が分散して記述されていた。</p>	<p>●付属書4 審査員の権利及び義務</p> <p>審査員の権利及び義務に関する事項を集約して、付属書に記載。</p>	<p>・読みやすさの向上のため。</p>
4	ロゴマークの使用	<p>●付属書4 JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項</p> <p>JRCA ロゴマーク使用を含む登録資格の表示方法を規定。</p>	<p>●付属書5 JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項</p> <p>JRCA ロゴマーク変更に伴い、使用方法の規定を修正。</p>	<p>・JRCA ロゴマーク変更のため。</p>

(2) JRCA AQ330 及び申請様式のおもな変更点

- ①審査員への格上げと主任審査員への格上げに関する記述を分離し、内容を明確にした (JRCA AQ330 の4項)。
- ②エキスパート審査員登録の際、主任審査員/審査員/審査員補と併せ持ちとなる場合は、有効期限日、維持手続き期限日を同期させる記述を追加、運用ルールを明確にした (JRCA AQ330 の5項)。
- ③「業務経験のある事業分野」登録申請に関する注意事項を追記 (JRCA AQ330 の8項、申請書の様式2C)。
- ④「マネジメントシステム審査員登録申請書」(様式1)をQMS/ISMSの審査員毎に分離し、QMS審査員用は、「品質マネジメントシステム審査員登録申請書」(様式1-Q)として制定。

3. 適用開始

2018年4月1日

以上

「審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順」の改定について

新たな審査員資格登録を開始したため、「審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順」(JRCA AC100)を改定する。

JRCA AC100 審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順(改定8版)改定概要

No	分類	現在の規定	改定概要	理由
1	適用範囲 引用文書	1. 適用範囲、2. 引用文書に 「ISMS クラウドセキュリティ 審査員」、「食品安全マネジメン トシステム審査員」、 「FSMS22002plus 審査員」の記 述なし。	「1. 適用範囲」、「2. 引用文書」 ・適用範囲に「ISMS クラウドセキュリティ 審査員」、 「食品安全マネジメントシステム審査員」、 「FSMS22002plus 審査員」を追加(1項、3.5項) ・引用文書に JRCA F4000、JRCA F5530、JRCA F5651 を追加(2項)。	・新たな資格登録を開始したための追加。

*適用開始：2018年4月1日

以上